

## 一次検査判定基準

## 判定について～

**A判定** 次回の検査を受けることをお勧めするもの。

A1 下記の所見が認められなかったもの。

A2：5.0mm以下の結節（しこり）や20.0mm以下ののう胞

**B判定** 二次検査を要するもの

B：5.1mm以上の結節（しこり）や20.1mm以上ののう胞

**C判定** 直ちに、二次検査を要するもの

C：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

※A2に該当するサイズでも悪性を疑うものはB判定とする。（判定委員会にて）

※BとCは医学的な対処の緊急性に応じてどちらかを判定する（がんの可能性の高い・低いではない）

県民健康管理調査甲状腺検査とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

一次検査の判定基準です。しこりやのう胞の有無やその大きさなどによって、判定が分類されます。

なお、大きさは判定の目安であり、大きさに関係なく超音波画像で悪性が疑われる場合はB判定として二次検査の受診をご案内しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

## 関連 Q&amp;A

- ・6章 QA32 すでに実施した調査でのう胞・結節が認められた子どもについて、福島原発事故との関係はあるのでしょうか
- ・6章 QA33 診断に用いた画像や詳しい検査結果、医師による所見は、本人に通知されるのでしょうか
- ・6章 QA41 先行検査の結果一般診療を受けていますが、本格検査は受けた方がいいのでしょうか
- ・6章 QA45 検査の結果はどの位で届きますか
- ・6章 QA46 判定結果の「A1」「A2」「B」「C」とは、具体的にどのような状態のことですか
- ・6章 QA48 1回目の検査でのう胞がありましたが2回目ではのう胞が消えました。このようなことはあるのですか
- ・6章 QA49 1回目の検査でA1だった判定が2回目の検査でいきなりBになることもあるのですか